

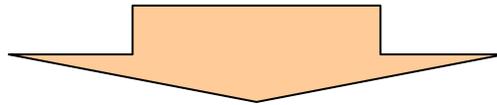
災害時等における業務継続について

背景

- 米国では1999年連邦危機管理庁(FEMA)が連邦政府の活動継続性確保のガイドライン作成。2001年9月11日の米国同時多発テロ以降、認識が高まり、2004年に改訂。
- 我が国では災害対策基本法に基づく体系の中で災害対応を実施しているが、**自らが被災し機能が停止・低下した場合の対応**については、十分な議論がなされていない。
- 大規模地震等で本省等の機能が停止した場合、**国民の社会・経済活動に深刻な影響が発生**。
- 中央防災会議等において首都直下地震対策の議論が行われる中で、政府や企業における**業務継続に関する取り組みの必要性**が認識される。

平成17年9月 中央防災会議「首都直下地震対策大綱」

- ・首都中枢機能は、特に発災後3日間程度の応急対策活動期においても、途絶することなく、継続性を確保
- ・首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として事業継続計画を策定



国土交通省として業務継続のためのルールづくりが喫緊の課題

- ・安全・安心のためのソフト対策推進大綱(H18.6)
- ・**防災業務計画の修正(H18.8)**

国土交通省防災業務計画

(H18.8修正)

「発災時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための取り組みを推進するものとする。」



各種訓令、要領、マニュアル類

- ・防災会議、災害対策本部訓令、
- ・地方局防災業務計画、
- ・防災体制、参集基準など
- ・**業務継続計画(追加)**